

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁特殊災害室長

特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を  
改正する件の公布について（通知）

特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（平成 26 年消防庁告示第 8 号）が本日公布されました。

今回の告示改正は、「特定防災施設等に対する定期点検の実施方法」（昭和 51 年消防庁告示第 8 号）に規定する点検の実施方法について、消火用屋外給水施設の配管及び加圧ポンプのうち設置の日から 40 年を経過したものについて、新たな点検方法を定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

記

第 1 告示の内容に関する事項

1 点検の対象

消火用屋外給水施設の配管及び加圧ポンプのうち、設置の日から 40 年を経過したものが対象となること。

2 点検の内容

配管、加圧ポンプごとにそれぞれ次のとおりであること。

(1) 配管

・漏れ試験

設置の日から 40 年を経過した配管に送水する加圧ポンプの締切圧力（当該加圧ポンプに逃がし弁が備え付けられているものにあつては当該逃がし弁が作動した場合における最高圧力）に等しい圧力を加え、かつ、10 分間静置した場合に

において、当該配管に変形、損傷又は漏水がないかどうかを確認する点検方法を追加したこと。

(2) 加圧ポンプ

ア 性能試験

常用の動力設備による運転及び予備動力設備による運転により、設置の日から40年を経過した加圧ポンプの定格吐出量（当該ポンプに表示されている吐出量をいう。）における全揚程が定格全揚程（当該ポンプに表示されている全揚程をいう。）以上となるかどうかを確認する点検方法を追加したこと。

イ 放水試験

設置の日から40年を経過した加圧ポンプを使用する場合にあっては、総合点検の実施にあたっては、「任意の消火栓」ではなく「当該加圧ポンプからの圧力損失が最大となる消火栓」としたこと。

第2 施行期日に関する事項

平成27年4月1日から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正を踏まえた点検の運用については、おって通知を予定していること。

○消防庁告示第八号

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）第十五条第三項の規定に基づき、特定防災施設等に対する定期点検の実施方法（昭和五十一年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

消防庁長官 大石 利雄

第二号(二)に次のように加える。

- (ウ) 設置の日から四十年を経過した配管にあつては、当該配管に送水する加圧ポンプの締切圧力（当該加圧ポンプに逃がし弁が備え付けられているものにあつては当該逃がし弁が作動した場合における最高圧力）に等しい水压を加え、かつ、十分間静置した場合において、当該配管に変形、損傷又は漏水がないかどうかを確認すること。

第三号(二)中「任意の消火栓」の下に「（設置の日から四十年を経過した加圧ポンプを使用する場合にあつては、当該加圧ポンプからの圧力損失が最大となる消火栓）」を加え、オをカとし、エをオとし、ウをエと

し、イの次に次のように加える。

ウ 設置の日から四十年を経過した加圧ポンプにあつては、常用の動力設備による運転及び予備動力設備による運転により、当該加圧ポンプの定格吐出量（当該ポンプに表示されている吐出量をいう。）における全揚程が定格全揚程（当該ポンプに表示されている全揚程をいう。）以上となるかどうかを確認すること。

#### 附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>特定事業者は、特定防災施設等（代替施設等を含む。）に対する外観点検、機能点検及び総合点検を、それぞれ一年に一回以上、次の方法により実施するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 機能点検の実施方法</p> <p>(二)(一)（略）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 配管</p> <p>(ア・イ)（略）</p> <p>(ウ) 設置の日から四十年を経過した配管にあつては、当該配管に送水する加圧ポンプの締切圧力（当該加圧ポンプに逃がし弁が備え付けられているものにあつては当該逃がし弁が作動した場合における最高圧力）に等しい水圧を加え、かつ、十分間静置した場合において、当該配管に変形、損傷又は漏水がないかどうかを確認すること。</p> <p>(三)（略）</p> <p>三 総合点検の実施方法</p> <p>(二)(一)（略）</p> <p>消火用屋外給水施設</p>	<p>特定事業者は、特定防災施設等（代替施設等を含む。）に対する外観点検、機能点検及び総合点検を、それぞれ一年に一回以上、次の方法により実施するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 機能点検の実施方法</p> <p>(二)(一)（略）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 配管</p> <p>(ア・イ)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>(三)（略）</p> <p>三 総合点検の実施方法</p> <p>(二)(一)（略）</p> <p>消火用屋外給水施設</p>

ア 加圧ポンプが正常に作動するかどうかを確認すること。  
イ 加圧ポンプが運転中に不規則若しくは不連続な雑音又は異常な振動がないかどうかを確認すること。

ウ 設置の日から四十年を経過した加圧ポンプにあつては、常用の動力設備による運転及び予備動力設備による運転により、当該加圧ポンプの定格吐出量（当該ポンプに表示されている吐出量をいう。）における全揚程が定格全揚程（当該ポンプに表示されている全揚程をいう。）以上となるかどうかを確認すること。

エ ろ過装置に変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

オ 任意の消火栓（設置の日から四十年を経過した加圧ポンプを使用する場合にあつては、当該加圧ポンプからの圧力損失が最大となる消火栓）により放水し、放水圧力及び放水量が適正であるかどうかを確認すること。この場合において、寒冷の度の著しい地域にあつて、配管を地下に設置するものにあつては、寒冷時に実施すること。

カ 寒冷の度の著しい地域にあつて、配管を地下に設置するものにあつては、漏水を検知できる計器等により、漏水がないかどうかを確認すること。

(三) 非常通報設備 (略)

ア 加圧ポンプが正常に作動するかどうかを確認すること。  
イ 加圧ポンプが運転中に不規則若しくは不連続な雑音又は異常な振動がないかどうかを確認すること。

(新設)

ウ ろ過装置に変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

エ 任意の消火栓

により放水し、放水圧力及び放水量が適正であるかどうかを確認すること。この場合において、寒冷の度の著しい地域にあつて、配管を地下に設置するものにあつては、寒冷時に実施すること。

オ 寒冷の度の著しい地域にあつて、配管を地下に設置するものにあつては、漏水を検知できる計器等により、漏水がないかどうかを確認すること。

(三) 非常通報設備 (略)